

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年8月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ドミニカ共和国サント・ドミンゴ首都圏交通ネットワーク改善にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ドミニカ共和国サント・ドミンゴ首都圏交通ネットワーク改善にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00316

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年8月26日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ドミニカ共和国サント・ドミンゴ首都圏交通ネットワーク改善にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2027年10月
先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。
- (6) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度末(2027年1月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ第三チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 9月 1日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 9月 2日 12時まで
3	質問への回答	2026年 9月 7日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026年 9月 11日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 10月 2日 11時0分
8	評価結果の通知	見積書開封日から1営業日まで
9	技術評価説明の申込(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライ

ン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/etyU5RMrXx>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワード

は、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙3「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提

案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格 = 100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入

札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ドミニカ共和国（以下、「当国」という。）は、カリブ地域における経済の中心国であり、首都圏であるサント・ドミンゴ都市圏は、サント・ドミンゴ特別区

（Distrito Nacional、以下、「DN」という）とその周辺自治区から構成され、約380万人（2022年時点、国家統計局）の人口を擁している。周辺自治区の一つであり、オサマ川を隔ててDNと隣接するサント・ドミンゴ東区は、国内最大の人口規模と増加率を有す自治区であり、2002年から2022年の間に人口が約45%増加している。サント・ドミンゴ都市圏の急速な人口増加に伴い、自動車保有台数も急増しており、うち45.6%が首都圏に集中している（2024、税務局）。サント・ドミンゴ東区の住民の大多数は労働や娯楽を含む日常生活をDN内で過ごすため、DNとサント・ドミンゴ東区を結ぶ5つの既存橋梁（フアン・パブロ・ドゥアルテ橋、フアン・ボッシュ橋、フランシスコ・R・サンチェス橋、メジャ橋、バルカサ橋）では、通過する車両の平均日交通量（TPD）は平均日交通量の合計が約41万台／日、最大時間交通量は約3万7千台／時に達する（公共事業省）。交通需要の方向別分布は55対45で、交通量の多い方向ではピーク時に2万300台／時の需要がある。一方、供給能力は12車線でピーク時に収容可能なのは1万7千台／時にとどまり、混雑指数は1.2である。ピーク時の需要が供給を上回り、交通は強制流または不安定流で運行している。こうした渋滞はDN内の交通ネットワークの制約に起因し、物流、観光、経済活動における重大なボトルネックとなっている。

交通インフラの逼迫に対し、当国政府は「国家開発戦略2010-2030（END2030）」において、地域統合、生産活動の支援、国際競争力の向上を目的とした運輸・交通インフラの整備を重点項目として掲げている。また、「国家インフラ整備計画2020-2030」では、橋梁を含む交通ネットワークの整備が優先的に推進されるべき分野として位置付けられ、公共・民間・国際協力による投資が進められている。さらに、「国家ロジスティクス計画（PNLOG）2020-2032」では、物流効率化と災害対応力強化の観点から、道路・橋梁インフラの整備が重要課題とされており、特に首都圏の交通混雑解消と観光・経済活動の円滑化が求められている。

本調査は、上記背景を踏まえ、JICA が別途実施中の「サント・ドミンゴ大都市圏交通管理能力強化プロジェクト」と連携（交通量データ等の情報共有、意見交換など）の上、将来的に有償資金協力案件形成の検討に資する情報収集及び分析を行うものである。

第2条 調査の目的と範囲

（1）調査の目的

本調査は、将来的にドミニカ共和国での道路・橋梁セクターにおける有償資金協力の案件形成を行うことを念頭に、サント・ドミンゴ首都圏の交通ボトルネックの対象に向け、都市構造及びそれに伴う都市計画上の課題を把握し、オサマ川の左右岸にある DN およびサント・ドミンゴ東区の交通ネットワークにかかる現状と課題を分析し、首都圏における交通混雑の緩和、観光・経済活動、物流の円滑化に資する将来的な優先交通インフラ整備プロジェクト案を提案することを目的とする。

また、対象地域の地形、道路ネットワーク状況、土地利用及び社会状況（家屋の分布状況、非正規移民の存在）等を踏まえ、公共事業省（以下、「MOPC」という）が有するオサマ川を渡河する橋梁整備案（含むアプローチ道路の整備）について、交通対策としての妥当性と優先度を検証する。また、必要に応じて架橋位置およびアプローチ道路の代替案および橋梁整備によらない交通対策案を提示することとし、交通処理能力、交通安全、環境社会へのインパクト、土地利用計画との整合性、費用、政府、自治体の方針等の多様な観点からの総合評価を行い、最適な代替案を提案する。

（2）調査の範囲

本調査は、上記「第2条（1）調査の目的」を達成するため、「第3条調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第5条報告書等」に示す報告書等を発注者に提出するものである。

第3条 調査実施の留意事項

（1）本調査の対象地域

サント・ドミンゴ首都圏は、周辺の自治区（province）と合わせて都市圏を形成している。本調査では、主に以下のエリアを調査の対象とする。

- DN (Distrito Nacional)
- サント・ドミンゴ東区 (Santo Domingo Este)

（2）先行調査・既存事業での収集資料の活用と連携可能性の検討

JICA は、近年ドミニカ共和国政府に対して以下の事業を行っている。これら事業をはじめとする先行事例から得られる情報を最大限に活用するとともに、実施中案件については交通量データ等の情報共有や意見交換などの連携を図り、重複がないよう効率的な調査を実施する。

- 国別研修「橋梁アセットマネジメント」（2025-2028）
- 技術協力プロジェクト「サント・ドミンゴ大都市圏交通管理能力強化プロジェクト」（2024-2027）
- サント・ドミンゴ市においては「持続可能な都市交通計画（以下、「PMUS」という）」が策定されている。同計画では、都市交通の円滑化およびネットワーク強化の観点から、主要交通軸におけるボトルネックの解消や新規インフラ整備の必要性が指摘されている。

MOPC は現在、オサマ川 の左右岸である DN とサント・ドミンゴ東区を架橋する橋梁整備案を有している。また PMUS においては、INTRANT（国家陸上交通・輸送庁 Instituto Nacional de Tránsito y Transporte Terrestre ）により交通需要予測モデルの構築・更新や各種交通調査が実施されている。本モデルが活用可能な場合には、これを用いて架橋事業の効果を計測する。なお、当該モデルの利用にあたっては INTRANT との調整を行い、データの提供および使用許可を得る。当該モデルの利用が困難な場合には、既存データの収集・整理および必要に応じて交通調査を実施し、適切な需要推計手法により事業効果を把握する。

（３）交通調査及び将来の交通需要予測

第２条（２）にある実施中の関連案件からの情報、既存の交通情報・データを最大限活用した上で、必要に応じて交通調査を実施し、適切な需要推計手法により事業効果を検討し、オサマ川左右岸を連絡する既存橋梁および道路ネットワークの機能並びに交通流の現状と課題を把握する。また、将来的な橋梁とアクセス道路の整備の方向性、内容、効果およびその課題について検討する。なお、交通調査を行う場合には、後続調査や第三者による利活用を前提とし、汎用的かつ相互運用性の確保された形式で整理する。受注者が交通調査にかかる情報収集・整理および実施方法の検討を行い、それをベースに現場での交通調査を現地再委託先が実施することを想定している。将来の交通需要予測のためには、交通量の現況とともに、市内の都市開発計画（住宅地域、工業地域など土地利用を含む）、都市交通計画と、人口動態、人流・物流の概況及び推移、産業構造等を踏まえることが必要である。

（４）環境社会配慮

本調査で提案される優先交通インフラ整備事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）が定める環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つプロジェクトに該当する可能性がある。そのため、事業候補地のおおよその環境・社会状況（土地利用、自然環境等）を調査するとともに、社会的弱者への配慮の必要性を併せて確認する。特に用地取得・住民移転については、必要性、法的枠組み、おおよその規模・範囲を確認する。また、用地取得・住民移転に関する先方政府の実施体制やプロセスを精査した上で、円借款候補事業の形成に際して想定される課題等を整理する。

（５）関係者への情報共有

本調査の実施に当たっては、発注者及び JICA ドミニカ共和国事務所との連絡を随時行い、資料を用いて調査進捗状況を報告する。また、MOPC を初めとする関係機関に成果の情報共有を行う。なお、本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む）について先方政府に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得る。さらに、ドミニカ共和国政府関係機関と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、発注者及び JICA ドミニカ共和国事務所とも事前相談の上、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意する。その他、ドミニカ共和国政府への説明や協議に際しては、本調査において検討する方策はあくまで調査団が技術的見地から提案するものであり、日本政府や発注者による協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを明示し、ドミニカ共和国政府関係者に本調査結果がそのまま協力事業として認識されないよう十分留意する。

（６）基礎情報収集における AI 活用

調査時間短縮・効率化のため、基礎情報の収集においては AI の活用を推奨する。ただし、AI を用いて収集した情報の真偽については、常に精査するよう十分留意する。

第4条 調査の内容

上記「第2条 調査の目的と範囲」を達成するために以下の業務を行い、上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、背景及び目的を十分把握の上、以下の調査

を行う²。現地調査の実施時期については、祝日時期等を考慮のうえ計画し、契約履行後速やかに JICA ドミニカ共和国事務所と相談及び調整する。

(1) 事前準備およびインセプション・レポートの作成

1) 調査の基本方針の策定

調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順、実施体制、要員計画等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、発注者と十分に協議を行う。

2) 先方政府・関係機関への説明資料・質問票作成

現地収集する必要のある関連資料、情報、データや先方政府・関係機関に対応を求める事項をリストアップし、質問票として取りまとめる。また、インセプション・レポートに基づき、先方政府・関係機関向けの説明資料をパワーポイント形式で作成する。これらの資料の作成に当たっては、発注者に対して日本語または西語で事前に内容確認を行い、先方政府・関係機関に対しては西語で資料を準備する。

3) インセプション・レポートの作成

上記1)～2)の内容及びファイナル・レポートの目次案等で構成される業務計画書及びインセプション・レポートを作成する。発注者及び発注者関連部署にインセプション・レポート（案）の内容を説明し、その協議結果を踏まえ、インセプション・レポート（案）を最終化し、発注者の了承を得る。なお、インセプション・レポート（案）の内容は以下を想定する。

- ・ 調査の背景、経緯
- ・ 調査の目的
- ・ 調査の基本方針
- ・ 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・ 作業計画（作業行程、日程等）
- ・ 調査員の作業および作業期間（人月等）
- ・ 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・ 提出する報告書とその目次案
- ・ 先方政府への便宜供与依頼事項

² 以下の調査内容の記載順は実際の調査手順と一致する必要はなく、より効率的な調査手順および調査項目がある場合はその提案をプロポーザルに求める。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

現地ドミニカ共和国政府関係機関及び在外公館、JICA ドミニカ共和国事務所に
対し、インセプション・レポートの説明・協議を実施する。特に、本調査の概
要、実施方法、実施体制等を共有し、方針、先方政府への便宜供与依頼事項、役
割分担について了解を得る。ドミニカ共和国政府側からの要望で可能なものは調
査計画に反映し、対応が難しいものは発注者と相談する。

(3) 第1回現地渡航・関係機関との面談による情報収集・整理

先方政府および関係者ともすり合わせた調査方針を踏まえて、現地調査を実施
する。JICA ドミニカ共和国事務所より、初回面談のアポイントや質問票配布等の
支援を行うことも可能であるため、前もって発注者に相談する。

1) 関連資料および情報の収集・整理・分析

以下の項目において、既存文献・報告書等による情報収集と分析を行い、現
地調査に向けての内容精査や課題確認を行う。

① ドミニカ共和国の経済・社会の現状と課題：

最新マクロ経済指標／産業別、人口動態、所得分布、経済構造、貿易量、人
流・物流、自動車登録台数、都市化データ、主要な政策方針等。

② 本調査の関連分野にかかる政策と上位計画：

都市開発及び運輸交通に係る計画や戦略、国家開発計画での都市開発及び運輸
交通（特に道路および物流）分野の位置づけ。運輸交通、物流、都市開発等の開
発計画および事業戦略等。

③ サント・ドミンゴ首都圏の都市開発及び都市交通ネットワーク全般の概要：

実施体制・実施能力状況（業務計画、組織体制、財務・予算執行状況、維持管
理体制、土地利用状況及び計画等）、都市構造（それに伴う都市計画上の課題を
含む）、公共交通の種類・運営状況、公共交通需要、自動車保有率、交通分担
率、異なる交通モード間の結節点、道路・橋梁・バス・タクシー・物流集積所等
のインフラ整備計画と実施状況等の道路分野の詳細情報、道路網・道路状態・維
持管理状況、交通管制・法律等の規制内容と運用（道路・橋梁・河川構造令、許
容される荷重・諸元寸法等）、交通混雑の現況、交通安全・道路安全対策、官民
連携にかかる法制度や実施状況等（優先事業サイト及びその周辺の道路・橋梁の
整備・維持管理状況は詳細に調査する）

④ サント・ドミンゴ首都圏の自然災害状況：

災害発生数、原因、発生場所の整理、災害対策実施機関の実施体制・実施能力状況（業務計画、組織体制、財務・予算執行状況、維持管理体制等）、国家・地域防災計画、道路防災政策状況等

⑤ サント・ドミンゴ首都圏の運輸交通・物流・都市開発分野の公共事業の最新計画：

事業計画・予算（対外借入等含む）、実施状況、実施体制（維持管理）等

⑥ ドミニカ共和国の環境社会配慮制度：

環境社会配慮（環境アセスメント・情報公開等）に関連する法令や基準の整理、「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）」との比較、関係機関の役割整理、用地取得・住民移転にかかる法的枠組みの分析、過去の交通インフラ整備事業における用地取得・住民移転にかかる教訓の整理

⑦ ドミニカ共和国の経済・社会の現状と課題：

最新マクロ経済指標／産業別、人口動態、所得分布、経済構造、貿易量、人流・物流、自動車登録台数、都市化データ、主要な政策方針等。

⑧ 本調査の関連分野にかかる政策と上位計画：

運輸交通に係る計画や戦略、国家開発計画での運輸交通（特に道路および物流）分野の位置づけ。運輸交通、物流、都市開発等の開発計画および事業戦略等。

2) 交通調査の実施

対象地域の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測及び事業効果の算出に必要な基礎データを整理するため、過去の調査結果及び既存の交通情報・データを活用するとともに、追加的に必要となる実査を行う。実査としては断面交通量調査、路側 OD 調査（貨物・旅客）を想定する。対象は、自動車（車種別）だけでなく、二輪車についても調査する。実査は平日を主対象とし、交通量が極端に減少する可能性のある大型連休や長期休暇を避けて実施する。また、調査結果及び対象地域の開発計画、交通インフラ整備計画を踏まえ、将来交通量を予測する。

3) MOPC が有するオサマ川を渡河する橋梁整備案にかかる情報収集

MOPC は、オサマ川を渡河する橋梁整備案（具体的な位置や既存道路との結節）を持っているが、その構想の定量的な根拠は具体的に示されていない。そのた

め、地形、道路ネットワーク状況、土地利用および社会状況（家屋の密集状況、非正規移民の存在）等の制約について情報収集・整理する。

4）橋梁整備の代替案及び交通ネットワーク改善案の検討に必要な情報収集

サント・ドミンゴ首都圏の交通混雑の根本的な課題を特定するために必要な情報を収集する。また、橋梁整備の代替案及び交通ネットワーク改善のために橋梁整備以外で必要とされるインフラ整備事業の検討に資する情報を収集する。ただし、メトロ（地下鉄、モノレール等）については他ドナーが実施中であるため、代替案として考慮しない。

また、橋梁整備の代替案の検討およびその評価を行うため、地形および家屋の分布状況を把握する³。

5）環境社会配慮に関する基礎情報収集

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）及びドミニカ共和国国内法制度に基づき、「戦略的環境アセスメント（SEA）」の観点から先方政府関係機関（公共事業省、環境天然資源省）、自治体、学識経験者などにヒアリングを行い、課題抽出、情報整理、適地選定等の絞り込み等を行う。主な調査項目は以下のとおり。

① 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a)環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b)「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法(c)関係機関の役割

② 橋梁の位置（案）の洗い出し及び比較検討に資する情報収集

③ 住民移転に係る法的枠組みの分析用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離について二次情報の範囲で確認する。なお、情報収集に際しては、最新の当国での協力準備調査等を確認し、既存調査を最大限活用する。

³ 衛星写真を購入しこれを 1/5000 縮尺の図化を行うことを想定しているが、他の方法があれば提案を行うこと。

④ 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を二次情報の範囲で整理する。

⑤ スクリーニングフォーム案、環境チェックリスト案

（４）第１回現地調査結果を踏まえた情報整理および課題の分析

第１回現地調査結果を踏まえ、サント・ドミンゴ首都圏の交通混雑を緩和し、自然災害対策、物流効率化、産業開発等にも資する交通インフラ整備事業実施の課題分析を行う。

1) 将来交通需要予測の実施

交通調査結果をもとに、関連計画・政策、関連分野における他ドナーの動向も鑑み、交通流動の現況解析・再現性の確認を行い、社会・経済フレームの予測、提案する交通インフラ整備事業の必要性や妥当性の説明に必要な将来交通需要予測を行う。なお、他ドナーの動向を踏まえ、道路交通の将来需要に影響のある支援計画がある場合は、その計画の有無による将来需要の変化も分析する。

2) 交通ネットワーク改善にかかる現状のボトルネックの分析

自然条件、都市構造、社会状況などの観点からサント・ドミンゴ首都圏における交通ネットワーク（主に道路、橋梁分野）のボトルネックを特定し、現状整理と原因分析を行う。

3) MOPC が有するオサマ川を渡河する橋梁整備案の妥当性評価

現地調査で収集した情報を踏まえ、MOPC が有する橋梁整備案の妥当性と優先度を総合的に評価する。

4) 橋梁整備ルートの代替案の提示

現地渡航で収集した情報及びその分析結果を踏まえ、サント・ドミンゴ首都圏の交通混雑の緩和に資する橋梁整備ルートを複数提示する。また、開発効果、整備の難易度、事業費、用地取得、環境社会配慮など様々な観点から各代替ルート

案の比較を行う。なお、代替案の実施場所として5か所を抽出し、総合的に優先順位を提案する。

- 5) 交通ネットワーク改善に資する交通インフラ整備事業案の提示
- 6) 事業概要、概算コスト、交通混雑改善への貢献度、経済効果、環境社会配慮上の影響など)
- 7) 環境社会配慮に関する検討

既存の調査から得られる二次情報に基づいてベースとなる環境社会の状況を確認する（汚染対策項目（乾期・雨期等の主な季節毎に対して調査する）、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集）。

（5）協力シナリオの検討

実施機関の実施能力（予算、体制、技術力等）も考慮し、①開発効果、②投資効率、③環境社会配慮、④ライフサイクルコスト・DX等活用・本邦技術活用、⑤事業化の迅速性等の観点からの有償資金協力事業を念頭に検討し、発注者と協議の上、橋梁整備ルート候補を5カ所から3カ所ほどに絞り込むとともに、交通ネットワーク改善に資する交通インフラ整備事業案を含む協力シナリオを検討し、提案する。

提案の際には、下記aからdの項目にかかる情報を提示する。

- a. 案件実施及び効果発現までの所要期間
- b. 経済効果・財務分析：ドミニカ共和国政府の財務負担能力を踏まえた事業計画の実施の妥当性評価
- c. 事業効果分析：事業計画の導入効果について分析し、社会経済的視点からの妥当性評価
- d. 定量的・定性的効果分析：指標名、基準値、目標値、目標値の対象年等及び定性的効果指標の提示

（6）インテリム・レポートの作成・協議

第1回現地調査結果をインテリム・レポート（案）として取りまとめ、発注者及び関係部署と協議（オンライン可）を開催し、内容説明・協議を行う。協議結果を踏まえ、インテリム・レポート（案）を最終化して発注者に提出し、了承を得る。

(7) 第2回現地渡航・先方政府関係機関への最終報告

1) インテリム・レポートの発表

本調査の中間報告として、インテリム・レポートの内容を先方政府関係機関に説明する。

2) 補足調査の実施

インテリム・レポートの協議を踏まえて、補足的に必要な情報収集および関係者との面談を行う。特に、巨額の事業投資に関わる意思決定者から、開発の優先順位、経済成長目標、返済能力などのヒアリングを行う。また、主要ドナーからは、協調融資の可能性などをヒアリングする。

3) 協力シナリオの最終検討

補足調査を踏まえ協力シナリオの最終検討を行い、発注者および先方政府関係機関と協議する。

(8) ドラフト・ファイナル・レポート及び説明資料の作成・協議

以上の調査結果をドラフト・ファイナル・レポート（要約版も含む）として取りまとめ、発注者及び関係部署と会議（オンライン可）を開催し、内容説明・協議を行う。協議結果および関係者からのコメントを踏まえて、ドラフト・ファイナル・レポートを最終化して発注者に提出する。

また、先方政府関係機関への説明資料（日本語と西語）をPPT形式で作成し、発注者への提出および承認を得る。

(9) 第3回渡航・先方政府関係機関への最終報告

先方政府関係機関等に対し、ドラフト・ファイナル・レポートの内容を説明・協議する。この際、当該レポートに記載の提案はあくまで調査団として技術的見地から行うものであり、日本政府や発注者による協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを資料上に明記すると共に、口頭でも明確に伝え、ドミニカ共和国政府側関係者に本調査結果がそのまま協力事業として認識されないように留意する。説明資料（案）を事前に発注者に提出し、確認を得る。

(10) ファイナル・レポートの提出

先方政府関係者との協議結果およびコメントを踏まえて、ファイナル・レポートを最終化し、発注者に提出する。

第5条 報告書等

調査本の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち本契約における成果品は「ファイナル・レポート」とし、成果品提出期限は2027年10月27日とする。10月21日に各報告書のドミニカ共和国政府関係者への説明・協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得る。

報告書名	提出時期	言語	形式	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-
インセプション・レポート	2026年11月下旬	日本語、西語	電子データ	-
インテリム・レポート	2027年3月下旬	日本語、西語	電子データ	-
ドラフト・ファイナル・レポート	2027年8月下旬	日本語、西語	電子データ	-
ファイナル・レポート（要約版）	契約履行期限末日	日本語、西語、英語	電子データ	-
ファイナル・レポート	契約履行期限末日	日本語、西語、英語	製本版	各3部
			CD-ROM	1部

（1）その他提出物

1）議事録等：

ドミニカ共和国政府関係者との各調査報告説明、協議に係る議事録（日本語と西語）を作成し、速やかに発注者に提出する。また、発注者等及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で発注者に提出する。

2）収集資料：

本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを付して提出する。

3）コンサルタント業務従事月報：

共通仕様書の規定により、コンサルタント業務従事月報を翌月15日までに発注者に提出する。

4) その他：

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め書面により報告を求める場合には、速やかにこれに対応する。

(2) 報告書の印刷・電子化仕様

報告書の印刷・電子化の仕様については、最新の「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、スペイン語での表記については、報告書全体を通じてドミニカ共和国で用いられるスペイン語を優先し、表現には十分に注意を払う。

第6条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

報告書目次（案）

本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。

調査結果要約

地図

写真集

1. 調査の概要

- （１）調査の背景
- （２）調査の概要（目的および対象地域）
- （３）調査団と調査工程（調査団の構成およびスケジュール）
- （４）報告書の構成

2. 調査結果要約

（調査手法や調査結果、提言を簡潔にまとめる）

3. ドミニカ共和国の概況

- （１）経済・社会の現状と課題
- （２）国家戦略・開発計画
- （３）土地利用・都市開発政策・計画
- （４）都市交通関連政策・計画・調査
- （５）物流政策

4. サント・ドミンゴ首都圏の都市開発・運輸交通分野の現状

- （１）サント・ドミンゴ首都圏の都市開発・運輸交通にかかる計画、関連法、実施・運営体制等
- （２）サント・ドミンゴ首都圏の都市開発・道路交通・物流分野の現状と課題
- （３）サント・ドミンゴ首都圏における整備状況と課題

5. 交通調査及び将来の交通需要予測の実施

- (1) 交通調査結果（交通量調査、OD 調査）
 - (2) 将来の交通需要予測
6. サント・ドミンゴ首都圏の交通インフラ整備にかかる協力シナリオの提案
- (1) サント・ドミンゴ首都圏の交通混雑緩和および物流促進のための交通インフラ整備の課題分析
 - (2) 交通インフラ整備ルート案の比較分析（案件実施意義及び効果発現までの所要期間、経済効果・事業効果分析、定量的効果分析等）
 - (3) その他交通ネットワーク改善に資する交通インフラ整備事業案の提案
 - (4) 今後の協力方針への提言
7. 環境社会配慮

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	将来交通需要予測の方法とそれに必要な追加交通調査（交通量調査、OD調査等）の具体的な方法について、再委託の定額計上の制約も踏まえ、提案する。なお、PMUSの需要予測モデルが活用できる場合、できない場合それぞれについて方法論を提案することを求める。	第3条 調査実施の留意事項 (2) 先行調査・既存事業での収集資料の活用と連携可能性の検討 (3) 交通調査（現地再委託）及び将来の交通需要予測 第4条 調査の内容 (3) 2) 交通調査の実施 (3) 3) MOPCが有するオサマ川を渡河する橋梁整備案にかかる情報収集
2	オサマ川に架ける橋梁建設を実施する場合の、アクセス道路・その他周辺道路の整備含めた代替案設定の考え方、最適案選定のためのクライテリア及びスコアリング手法の提案。	第4条 調査の内容 (3) 第1回現地渡航・関係機関との面談による情報収集・整理 3) MOPCが有するオサマ川を渡河する橋梁整備案にかかる情報収集 (4) 第1回現地調査結果を踏まえた情報整理および課題の分析 3) MOPCが有するオサマ川を渡河する橋梁整備案の妥当性評価 (5) 協力シナリオの検討

		(7) 3) 協力シナリオの最終検討
3	橋梁建設・道路整備が交通状況改善に最適でない場合の、橋梁の代替案設定の考え方、選定のためのクライテリア及びスコアリング手法の提案。 なお、本邦技術の優位性確保も考慮すること。	第4条 調査の内容 (3) 第1回現地渡航・関係機関との面談による情報収集・整理 4) 橋梁整備の代替案及び交通ネットワーク改善案の検討に必要な情報収集 (4) 第1回現地調査結果を踏まえた情報整理および課題の分析 5) 交通ネットワーク改善に資する交通インフラ整備事業案の提示 (5) 協力シナリオの検討 (7) 3) 協力シナリオの最終検討

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：都市交通、道路・橋梁計画、道路・橋梁設計に係る調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 3 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

- ① 対象国及び：ドミニカ共和国及び中南米地域
- ② 語学能力：英語（スペイン語が出来ることが望ましい）

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2026 年 10 月下旬 業務開始
2026 年 11 月下旬 インセプション・レポート提出
2027 年 3 月下旬 インテリム・レポート提出
2027 年 8 月下旬 ドラフト・ファイナル・レポート提出
2027 年 10 月下旬 ファイナル・レポート提出

（２）業務量目途

１）業務量の目途 約 18.49 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、道路・橋梁設計、交通分析、環境社会配慮の専門性を持つ従事者を含めること。

２）渡航回数の目途 延べ 15 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 交通調査（交通量調査、OD 調査など）

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- ドミニカ共和国サント・ドミンゴ市の都市交通に係る情報収集調査調査報告書
- ドミニカ共和国サントドミンゴ都市交通マネジメントプロジェクト詳細計画策定調査報告書

2) 公開資料

- ドミニカ共和国サントドミンゴ大都市圏交通管理能力 強化プロジェクト公示
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20240918_245612_1_02.pdf
- ODA 見える化サイト「サントドミンゴ大都市圏交通管理能力強化プロジェクト」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/202207693/index.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

91,536,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■本案件は定額計上があります(8,200,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	衛星画像購入費	第2章 第4条 調査の内容 (3)4) 橋梁整備の代替案及び交通ネットワーク改善案の検討に必要な情報収集	3,200,000 円	衛星画像購入費一式	機材費
2	交通量調査	第2章 第3条 調査実施の留意事項 (3) 交通調査(現地再委託) 及び将来の	5,000,000 円	交通量調査(OD 調査等)の再委託費。	現地再委託

		交通需要予測 第4条 調査の内容 (3) 2) 交通調査の 実施			
--	--	---	--	--	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)